

入場無料!

マイナンバー（社会保障・税番号）制度説明会

マイナンバー制度については、平成28年1月からの個人番号利用開始に伴い、事業者の方々も従業員に関する給与・年金・雇用保険等の行政手続において、マイナンバーを適切に取り扱う必要があります。

今回、マイナンバー制度の概要や、制度導入に伴う事務手続きの変更点、取るべき保護措置等に関して、政府機関の方々から直接ご説明いただけますので、ぜひご参加ください。

【主催】山形県

【日時】平成27年6月9日（火）

午後1時～4時30分（開場12時30分）

【会場】山形県高度技術研究開発センター 多目的ホール
（山形市松栄二丁目2-1）

【参加対象】山形県内の事業者の方々、行政関係者 等

【参加費用】無料（事前申込み必要）

【内容】

講演内容	講師
マイナンバー制度の概要 事業者に必要な対応等について	内閣官房
特定個人情報の適正な取扱いについて （事業者の安全管理措置）	特定個人情報保護委員会事務局
国税分野での番号制度について	国税庁仙台国税局山形税務署

《申込み方法》

こちらからお申し込みください。

（やまがたe申請ポータルサイト）

http://s-kantan.com/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail.action?tempString=mynumber

※先着順（定員になりましたら募集を終了します）

※申込み画面を印刷し説明会当日にご持参ください。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



【問い合わせ】

山形県企画振興部情報企画課

社会保障・税番号システム担当

☎023-630-3394

E-mail:mnhan@pref.yamagata.jp

子育て支援住宅「みらい」

◆所在地 白鷹町大字鮎貝7341

◆募集戸数 1戸（町外の方用）

◆間取り 2LDK（寝室2部屋+リビング
ダイニングキッチン+浴室）

◆家賃 2子までを扶養する世帯…35,000円

3子以上を扶養する世帯…30,000円

◆敷金 家賃の3ヶ月分

◆入居資格

町外にお住まいの方で、以下の条件を満たす方。

①子を持つ夫婦世帯で、お子さんが現在小学校就学前であること（1人以上）

②公営住宅法で定める基準に準じ、世帯の月額所得の合計が31万3000円を超えないこと。

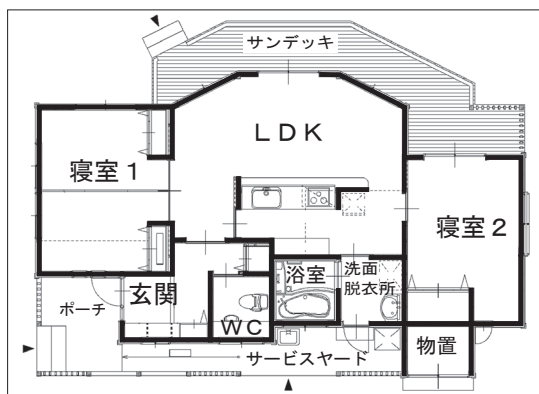
③自らが居住するために住宅を必要としていること。

④市町村民税を滞納していないこと。

⑤暴力団関係者ではないこと。

◆募集期間 6月1日（月）～6月9日（火）

午後5時まで（土日を除く）



入居者募集!

◆期限付入所 1番下のお子さんが小学校を卒業する年の3月31日まで入居できます。

◆入居者の決定 6月下旬

（申込者多数の場合は抽選により決定します）

◆入居可能日 7月上旬

◆申し込み 平成25年分、平成26年分の源泉徴収票の写し、住民票謄本、入居予定者全員の最新の所得課税証明書、市町村民税納税証明書を添付のうえ、建設水道課管理係までお申し込みください。

■問い合わせ 建設水道課管理係 ☎85-6140